

米国のTGIフライデーズ (TGI Fridays Inc.) が日本の民事再生法に相当する米連邦破産法第11条の適用を申請した件について

11月2日、米国のアメリカンカジュアルダイニングチェーン「TGIフライデーズ」(TGI Fridays Inc., テキサス州)は、日本の民事再生法に相当する米連邦破産法第11条の適用を申請したと発表しました。

今回のTGI Fridays Inc.の申請は米国内の39店舗に関わるものであり、日本を含む他国でフランチャイズの運営管理やブランドの知的財産を所有している TGI Fridays Franchisor, LLC には影響がありません。そのため、日本でTGI フライデーズを展開しているワタミグループには、米国内での破産申請の影響が及ばないことをお知らせいたします。

記

日本では、ワタミが1999年からフランチャイジーとして国内12店舗と
グアム1店舗のTGIフライデーズを運営しており、

今年で25周年を迎えました。

今後も引き続き、質の高いホスピタリティと本場のレシピを忠実に再現した本物のアメリカ料理を提供し、日本国内におけるアメリカンカジュアルダイニングレストランチェーンを牽引するブランドの一つとして、さらなる拠点拡大を計画しています。

また、ワタミは日本でのマスターフランチャイザーとして、サブフランチャイズ展開も進め、さらなる事業拡大を目指してまいります。

ワタミが運営するTGIフライデーズは、「日常を離れた記憶に残る体験の提供」を目的に、これからも多くのお客様のお祝いと社交の場として愛され続けるブランドであるよう尽力してまいります。

以上